平成２３年（フ）第５９３号
静岡県焼津市利右衛門1962番地　アイハイツＢ101
債務者　鈴木　一夫
1　決定年月日時　平成23年９月16日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月１日まで
5　免責審尋期日　平成23年11月25日午前11時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第５９１号
静岡市葵区新伝馬３丁目10―28、住民票上の住所静岡県島田市牛尾159番地　ヴェルドミール五和101号
債務者　澤田　里美
1　決定年月日時　平成23年９月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月６日まで
5　免責審尋期日　平成23年11月29日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第１９６号
北海道帯広市白樺16条東８丁目26番地　クローバーズマンションベルツリー201号室、住民票上の住所北海道帯広市白樺16条東８丁目26番地　クローバーズマンション
債務者　北嶋　宏美
1　決定年月日時　平成23年９月20日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月８日まで
5　免責審尋期日　平成23年12月15日午後２時
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２３年（フ）第２０６号
北海道帯広市上帯広町西２線110番地
債務者　麻生　佳子（旧姓南野）
1　決定年月日時　平成23年９月20日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月８日まで
5　免責審尋期日　平成23年12月15日午後２時
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２３年（フ）第２１０号
北海道帯広市西19条南２丁目23番６号　アーバンスクエアＡ号室
債務者　西川　享子
1　決定年月日時　平成23年９月20日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月８日まで
5　免責審尋期日　平成23年12月15日午後２時
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２３年（フ）第２３７号
北海道帯広市西21条南４丁目14番地　道営住宅１
債務者　熊谷　晶子
1　決定年月日時　平成23年９月20日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月８日まで
5　免責審尋期日　平成23年12月15日午後２時
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２３年（フ）第２３９号
北海道帯広市西17条北２丁目48番12号
債務者　前田紀恵子（旧姓中村）
1　決定年月日時　平成23年９月20日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月８日まで
5　免責審尋期日　平成23年12月15日午後２時
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２３年（フ）第２４３号
北海道中川郡本別町西美里別５番地15
債務者　鹿山恵美子
1　決定年月日時　平成23年９月20日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月８日まで
5　免責審尋期日　平成23年12月15日午後２時
釧路地方裁判所帯広支部破産係

破産手続廃止

平成２２年（フ）第５９３号
群馬県伊勢崎市宮子町3228番地
破産者　有限会社加藤商運
1　決定年月日　平成23年９月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
前橋地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第９号
群馬県前橋市関根町３丁目31番地15
破産者　岩村　範文
1　決定年月日　平成23年９月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
前橋地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第９１３号
さいたま市北区宮原町３丁目250番地７
破産者　有限会社スキンケアクラブ
1　決定年月日　平成23年９月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第４１号
千葉県茂原市小轡861番地18
破産者　関　　孝作
1　決定年月日　平成23年９月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所一宮支部破産係

平成２３年（フ）第２５２号
静岡県島田市金谷河原1617番地
破産者　有限会社ミヤコ産業
1　決定年月日　平成23年９月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第８０４号
札幌市中央区南10条西11丁目１番23号
破産者　有限会社ネクサス
1　決定年月日　平成23年９月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第６６６号
群馬県前橋市六供町776番地３
破産者　有限会社ウェルネス
1　決定年月日　平成23年９月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
前橋地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第３３３号
愛知県刈谷市西境町広見40番地
破産者　有限会社アイ・ディー社
1　決定年月日　平成23年９月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第７４８号
名古屋市天白区原５丁目1304番地
破産者　株式会社志正学館
1　決定年月日　平成23年９月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第１０３７号
名古屋市千種区汁谷町７番地
破産者　株式会社今村
1　決定年月日　平成23年９月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部